

寝屋川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年2月13日
寝屋川市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

寝屋川市では農業者・担い手の高齢化が進み、相続等で新たに農地所有者となっても耕作が難しい状況であり、遊休農地の発生が懸念されていることから、市が行う「農地の保全促進事業」や「農業者支援補助金事業」等を活用しながら、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」の3つの目標に取り組んでいく必要がある。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積【ha】 (A)	遊休農地面積【ha】 (B)	遊休農地の割合【%】 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	126	2.09	1.6
3年後の目標 (令和8年3月)	126	1.68	1.2

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 本市「農地の保全促進事業」に基づき、遊休農地所有者の承諾を得て、窓口、ホームページで公開し、借手を集めることで、遊休農地の解消を図る。

② 農地の利用状況調査と利用意向調査を利用する。

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下、「利用状況調査」という。）を行う。

また、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下、「利用意向調査」という。）を実施し、所有者の意向を正確に把握するものとする。調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月12日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

年2回、農地パトロールを実施し、遊休農地・違反転用の早期発見・早期是正を図る。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積【ha】 (A)	集積面積【ha】 (B)	集積率【%】 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	126	0	0
3年後の目標 (令和8年3月)	126	32	25

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 本市「農地の保全促進事業」に基づき、遊休農地所有者の承諾を得て、窓口、ホームページで公開し、新規参入者の参入促進を図る。
- ② 関係機関が実施する農地の利用調整と利用権の設定を支援する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数【経営体】	新規参入者数【ha】
現 状 (令和5年3月)	0	0
3年後の目標 (令和8年3月)	0	0

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 新規参入希望者に対して、事業計画を精査した上で、必要な支援を行う。
- ② 関係機関との連携を図る。

4 その他

この指針は、原則として、農業委員会の委員の改選ごとに見直しを行う。ただし、年度途中であっても農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時、見直しを行うことができるものとする。